

平成22年2月25日

平成22年第2回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第 6 号	宮代町市民活動スペース設置及び管理条例について	1
議案第 7 号	久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の合併に伴う関係条例の整備に関する条例について	5
議案第 8 号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	7
議案第 9 号	宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第 10 号	宮代町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例について	11
議案第 11 号	宮代町課設置条例の一部を改正する条例について	13
議案第 12 号	宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	15
議案第 13 号	宮代町水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について	18
議案第 14 号	町道路線の認定について	20
議案第 15 号	町道路線の廃止について	21
議案第 16 号	宮代町監査委員の選任につき同意を求めることについて	23
議案第 17 号	宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	24
議案第 18 号	平成21年度宮代町一般会計補正予算（第5号）について	25
議案第 19 号	平成21年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	26
議案第 20 号	平成21年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	27
議案第 21 号	平成21年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第4号）について	28
議案第 22 号	平成21年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	29
議案第 23 号	平成22年度宮代町一般会計予算について	30

議案第 24 号	平成 22 年度宮代町国民健康保険特別会計予算について	3 1
議案第 25 号	平成 22 年度宮代町老人保健特別会計予算について	3 2
議案第 26 号	平成 22 年度宮代町公共下水道事業特別会計予算について	3 3
議案第 27 号	平成 22 年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算について	3 4
議案第 28 号	平成 22 年度宮代町介護保険特別会計予算について	3 5
議案第 29 号	平成 22 年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について	3 6
議案第 30 号	平成 22 年度宮代町水道事業会計予算について	3 7

議案第6号

宮代町市民活動スペース設置及び管理条例について
宮代町市民活動スペース設置及び管理条例を別紙のとおり提出する。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

市民活動スペースを地方自治法第244条の公の施設として位置づけ、その機能強化を図るとともに、指定管理者を活用した施設管理を行えるようにするため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町市民活動スペース設置及び管理条例

(設置)

第1条 市民活動を支援するとともに、その活動の健全な発展を促進し、多用な主体による協働の推進を図るため、市民活動スペース（以下「スペース」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、市民活動とは市民の自主的で公共的な課題を解決する非営利な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(名称及び位置)

第3条 スペースの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮代町市民活動スペース	宮代町笠原一丁目4番1号

(業務)

第4条 スペースは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民活動に関する活動の場の提供に関すること。
- (2) 市民活動に関する交流の促進に関すること。
- (3) 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市民活動に関する相談に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スペースの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(休館日)

第5条 スペースの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、町長がスペースの管理上必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用時間)

第6条 スペースの利用時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、町長がスペースの管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) スペースの設置の目的に反するとき。

- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スペースの管理上支障があるとき又は町長が適当でないと認めるとき。

(利用登録)

第8条 スペースにおいて、ロッカー及び別に規則で定める貸出施設（以下「団体利用施設」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ利用の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録をすることができるものは、町内において市民活動を現に行い、又は行おうとしている市民活動団体とする。

(利用の許可)

第9条 スペースにおいて、市民活動を行うために、団体利用施設及び別に規則で定める一般利用施設を利用しようとするものは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 町長は、前項の許可をする場合において、スペースの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用料)

第10条 前条の規定によるロッカーの利用の許可を受けたものは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、施設等の使用料は、別に規則で定める。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) スペースの管理上特に必要があるため、その利用の許可を取り消したとき。
 - (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、利用することができないとき。
 - (3) 施設等の利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(利用期間)

第11条 第9条に規定する団体利用施設を利用することができる期間は、次のとおりとする。

- (1) ロッカー 利用を開始する日から当該年度の末日まで
- (2) 貸出施設 規則で定める期間

(原状回復)

第12条 利用者は、その利用を終えたときは、直ちに使用した施設等を原状に復しなければならない。第7条の規定により、退館を命ぜられたときも同様とする。

(損害賠償)

第13条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、スペースの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第4条に掲げる業務の実施に関する事項
- (2) 施設等の利用登録、利用の許可等に関する業務
- (3) 施設等の使用料の徴収に関する業務
- (4) 施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、第5条に規定する休館日及び第6条に規定する利用時間を変更することができる。

3 第1項に掲げる業務を行う場合における第7条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 指定管理者が第1項に掲げる業務を行う場合における第10条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第15条 町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にスペースの施設等の使用に係る利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、別表に掲げる利用料金の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項に規定する利用料金のほか、指定管理者が実施する事業に係る費用について、別に徴収することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年5月1日から施行する。

(事前行為)

2 この条例の規定に基づく利用登録、利用許可の申請その他この条例の規定により施設を利用するために必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第10条関係)

名称	単位	使用料
ロッカー	1箇所につき1月あたり	200円

1 1月とは、月の初日から末日までをいう。

2 この表による使用料の額は、利用期間に1月に満たない端数がある場合は、これを1月の利用として計算する。

議案第7号

久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併に伴う関係条例の整備に関する条例について

久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併に伴い関係条例を整備する必要が生じたため、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併に伴う関係条例の整備に関する条例

(宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例（平成2年宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町」を削る。

(宮代町都市公園条例の一部改正)

第2条 宮代町都市公園条例（平成5年宮代町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3増使用料の表中「、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町」を削る。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

議案第8号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。
平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

国民健康保険税の改定に伴い、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号エ中「4,800円」を「6,600円」に改め、同条第2号エ中「3,200円」を「4,400円」に改める。

第2条 宮代町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項及び第23条中「9万円」を「10万円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 改正後の宮代町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第23条第1号エ及び同条第2号エの規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第2条第4項及び第23条中介護納付金課税額に関する部分は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第9号

宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

こどもの通院における支給対象年齢の拡大に伴い、宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町子ども医療費支給に関する条例（昭和48年宮代町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による対象のこどもの医療費の支給期間は、対象のこどもが15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮代町子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第10号

宮代町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例について
宮代町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

指定管理者により管理運営を行うことができるよう、宮代町立図書館設置及び管理条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

宮代町立図書館設置及び管理条例（平成5年宮代町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改める。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理の場合における規定の適用）

第18条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に次に掲げる図書館の管理に関する業務を行わせることができる。

- （1）第4条に規定する業務
- （2）図書館の有料施設等の利用の許可に関する業務
- （3）図書館の施設の維持管理に関する業務
- （4）使用料の納入及び使用料の免除、使用料の返還に関する業務
- （5）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者が前項に掲げる業務を行うときは、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、図書館の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、図書館の休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設け、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項に掲げる業務を行う場合における第8条から第10条まで、第12条及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「町長」及び「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

4 指定管理者が指定管理業務を行う場合における第11条から第13条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定）

第19条 町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に図書館の施設等の使用に係る利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、別表に定める利用料金の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項に規定する利用料金のほか、指定管理者が実施する事業に係る費用について、別に徴収することができる。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議案第11号

宮代町課設置条例の一部を改正する条例について

宮代町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

健康福祉課の所管する事務を二つの課に分割するため、健康福祉課を廃し、新たに福祉課と保険健康課を設置するため、宮代町課設置条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町課設置条例の一部を改正する条例

宮代町課設置条例（平成6年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「健康福祉課」を「福祉課」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）保険健康課

第2条の表中健康福祉課の項を次のように改める。

福祉課	1 社会福祉に関する事項 2 児童福祉に関する事項
保険健康課	1 保健衛生に関する事項 2 健康増進に関する事項 3 高齢者福祉に関する事項 4 介護保険に関する事項 5 国民年金に関する事項 6 国民健康保険に関する事項 7 老人保健に関する事項 8 後期高齢者医療に関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
（みやしろ健康福祉事業運営委員会条例の一部改正）
- 2 みやしろ健康福祉事業運営委員会条例（平成14年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。
第9条中「健康福祉課」を「福祉課及び保険健康課」に改める。
（宮代町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正）
- 3 宮代町予防接種健康被害調査委員会条例（平成14年宮代町条例第9号）の一部を次のように改正する。
第8条中「健康福祉課」を「保険健康課」に改める。
（宮代町介護保険事業運営協議会条例の一部改正）
- 4 宮代町介護保険事業運営協議会条例（平成17年宮代町条例第36号）の一部を次のように改正する。
第8条中「健康福祉課」を「保険健康課」に改める。
（宮代町老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正）
- 5 宮代町老人ホーム入所判定委員会条例（平成18年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「の各号」を削り、同項第5号中「健康福祉課長」を「保険健康課長」に改める。
第9条中「健康福祉課」を「保険健康課」に改める。

議案第12号

宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

水道料金の改定に伴い、宮代町水道事業給水条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例

宮代町水道事業給水条例（平成10年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「一般家庭用として」を「臨時用以外に」に改め、同条第2号から第4号までを削り、同条第5号を第2号とする。

第10条第1項中「次の各号の」を「次に掲げる」に改める。

第16条第1項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第24条を次のように改める。

（料金）

第24条 料金は、1月につき別表に定める基本料金及び超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

第25条中「2箇月分」を「2月分」に改める。

第26条の見出しを「(使用水量の認定)」に改め、同条本文中「及びその用途」を削り、同条第2号を削り、同条第3号中「その他の理由により」を「前号に掲げるもののほか」に改め、同号を同条第2号とする。

第27条第1項中「の各号」を削り、同項第1号イ中「1箇月」を「1月」に改め、同項第2号中「2箇月」を「2月」に改め、同条第2項中「その用途」を「メーター口径」に改め、「使用日数の多い」の次に「メーター口径の」を加える。

第29条第1項中「3箇月分」を「3月分」に改める。

第30条第1項中「納入通知書により、口座振替又は集金」を「納入通知書による納付又は口座振替若しくは集金」に、「2箇月分」を「2月分」に改める。

第31条本文中「次の各号の」を「次に掲げる」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表（第24条関係）

水道料金

用途区分	メーター口径	基本料金 (1月につき)	超過料金 (1m ³ につき)					
			10m ³ を超え 20m ³ まで	20m ³ を超え 35m ³ まで	35m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超え 250m ³ まで	250m ³ を超える分
一般用	13mm	1,330円	140円	170円	220円	280円	320円	420円
	20mm	1,400円	140円	170円	220円	280円	320円	420円
	25mm	1,450円	160円	180円	260円	320円	360円	420円
	30mm	1,600円	180円	220円	260円	320円	400円	440円
	40mm	1,700円	180円	240円	300円	350円	400円	440円

	50mm	2,600円	200円	250円	300円	350円	400円	440円	
	75mm	3,000円	200円	250円	300円	350円	440円	440円	
	100mm	3,200円	250円	300円	350円	400円	440円	440円	
	電磁 流量計	61,400円	250円	300円	350円	400円	440円	440円	
臨時 用	13mm 又は 20mm	50m ³ まで18,300円				50m ³ を超える分 1m ³ につき380円			

別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宮代町水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）第5条に規定する用途区分（臨時用を除く。）は、この条例の施行の際に改定後の宮代町水道事業給水条例（以下「改正条例」という。）第5条に規定する一般用区分とみなす。

3 この条例による改正条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後に申込みのあったものについて適用し、同日前に申込みのあったものについては、なお従前の例による。

4 この条例による改正条例第24条の規定は、平成22年8月1日以後に算定する料金から適用し、同日前に算定する料金については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

議案第13号

宮代町水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について
宮代町水道分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

水道分担金の改定に伴い、宮代町水道分担金徴収条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町水道分担金徴収条例の一部を改正する条例

宮代町水道分担金徴収条例（平成9年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（分担金の徴収）

第2条 水道メーター（以下「メーター」という。）1基あたりの分担金は、次の表に定めるメーター口径に応じた金額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、改造（メーター口径を増す場合に限る。）する場合の分担金の額は、新口径に応ずる分担金の額と旧口径に応ずる分担金の額との差額とする。

メーター口径	金額
13ミリメートル	300,000円
20ミリメートル	380,000円
25ミリメートル	1,000,000円
30ミリメートル	1,500,000円
40ミリメートル	3,300,000円
50ミリメートル	6,000,000円
75ミリメートル	17,000,000円
100ミリメートル	36,000,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宮代町水道分担金徴収条例（以下「改正条例」という。）第2条の規定は、この条例の施行の日以後に宮代町水道事業給水条例（平成10年宮代町条例第10号）第6条の規定による申込みのあったものについて適用し、同日前に宮代町水道事業給水条例第6条の規定による申込みのあったものについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正前に宮代町水道分担金徴収条例第2条の規定による量水器口径に応じた分担金を納入したものは、改正条例第2条の規定によるメーター口径に応じた分担金を納入したものとみなす。

議案第14号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて議決を求める。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第2号線	宮代町中央2丁目813番1地先	
		宮代町字道仏267番7地先	
2	第10号線	宮代町宮代1丁目718番2地先	
		宮代町字道仏646番14地先	
3	第11号線	宮代町宮代3丁目729番3地先	
		宮代町字道仏616番13地先	
4	第15号線	宮代町字中島86番地先	
		宮代町字中島1014番地先	
5	第45号線	宮代町宮代2丁目124番3地先	
		宮代町字道仏598番1地先	
6	第161号線	宮代町字中島853番1地先	
		宮代町字中島854番2地先	
7	第804号線	宮代町字中島895番2地先	
		宮代町字中島863番1地先	
8	第1555号線	宮代町字中島912番2地先	
		宮代町字中島868番1地先	
9	第1556号線	宮代町字道仏330番地先	
		宮代町字西原166番2地先	

提 案 理 由

道仏土地区画整理事業に伴い区域内の既認定町道路線を廃道するため、及び中島地内において町道路線の錯誤があり起終点の変更をするため、町道路線を新たに認定したいので道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第15号

町道路線の廃止について

次のとおり町道路線を廃止することについて議決を求める。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第2号線	宮代町中央2丁目814番2地先	
		宮代町字中島912番地先	
2	第10号線	宮代町宮代1丁目718番地先	
		宮代町字道仏466番地先	
3	第11号線	宮代町宮代3丁目778番7地先	
		宮代町字道仏492番地先	
4	第15号線	宮代町字中島87番地先	
		宮代町字西原166番地先	
5	第45号線	宮代町宮代2丁目124番3地先	
		宮代町字道仏550番地先	
6	第119号線	宮代町字道仏263番1地先	
		宮代町字道仏260番地先	
7	第120号線	宮代町字道仏388番1地先	
		宮代町字道仏383番1地先	
8	第121号線	宮代町字道仏380番1地先	
		宮代町字道仏367番1地先	
9	第124号線	宮代町字道仏428番地先	
		宮代町字道仏431番地先	
10	第125号線	宮代町字道仏436番地先	
		宮代町字道仏437番地先	
11	第127号線	宮代町字道仏446番地先	
		宮代町字道仏444番地先	
12	第129号線	宮代町字道仏478番地先	
		宮代町字道仏481番地先	
13	第130号線	宮代町字道仏492番地先	
		宮代町字道仏504番地先	
14	第131号線	宮代町字道仏423番地先	
		宮代町字道仏522番地先	

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
15	第132号線	宮代町字道仏532番地先	
		宮代町字道仏540番地先	
16	第133号線	宮代町字道仏551番地先	
		宮代町字道仏562番地先	
17	第134号線	宮代町字道仏576番地先	
		宮代町字道仏586番地先	
18	第161号線	宮代町字中島872番1地先	
		宮代町字中島854番2地先	
19	第793号線	宮代町字道仏276番3地先	
		宮代町字道仏268番1地先	
20	第794号線	宮代町字道仏285番1地先	
		宮代町字道仏277番1地先	
21	第795号線	宮代町字道仏286番1地先	
		宮代町字道仏284番1地先	
22	第796号線	宮代町字道仏353番1地先	
		宮代町字道仏346番地先	
23	第797号線	宮代町字道仏340番1地先	
		宮代町字道仏338番1地先	
24	第799号線	宮代町字道仏448番地先	
		宮代町字道仏449番地先	
25	第800号線	宮代町字道仏450番地先	
		宮代町字道仏452番地先	
26	第801号線	宮代町字道仏463番地先	
		宮代町字道仏461番地先	
27	第802号線	宮代町字道仏465番地先	
		宮代町字道仏469番地先	
28	第804号線	宮代町字中島843番1地先	
		宮代町字中島863番1地先	

提 案 理 由

道仏土地区画整理に伴い区域内の既認定町道路線を廃道するため、及び中島地内において町道路線の錯誤があり起終点の変更をするため、町道路線を廃止したいので道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第16号

宮代町監査委員の選任につき同意を求めることについて
次の者を宮代町監査委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字中島230番地11
- 2 氏 名 松 村 守 朗
- 3 生年月日 昭和16年10月16日
平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

現監査委員である松村守朗氏を引き続き監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第17号

宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
次の者を宮代町公平委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎350番地
- 2 氏 名 横手昇
- 3 生年月日 昭和23年9月12日
平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

現公平委員会委員である横手昇氏を引き続き委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第18号

平成21年度宮代町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

各事業実績の確定等に伴い、平成21年度宮代町一般会計予算から1億7,707万円を減額し、総額を88億1,787万8,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第19号

平成21年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
平成21年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

特定健康診査等受診者見込み件数の見直し等により、平成21年度宮代町国民健康保険特別会計予算から666万6,000円を減額し、総額を36億4,746万8,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第20号

平成21年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
平成21年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり
提出する。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

事業費の確定に伴い、平成21年度宮代町公共下水道事業特別会計予算から
2,694万8,000円を減額し、総額を14億4,971万4,000円とする
ことについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するも
のである。

議案第21号

平成21年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
平成21年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

各事業実績の確定等に伴い、平成21年度宮代町介護保険特別会計予算から582万円を減額し、総額を17億9,086万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第22号

平成21年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
平成21年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり
提出する。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

後期高齢者医療広域連合納付金の増額などにより、平成21年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に502万2,000円を追加し、総額を2億5,916万4,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第23号

平成22年度宮代町一般会計予算について

平成22年度宮代町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町一般会計予算の総額を83億9,160万円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第24号

平成22年度宮代町国民健康保険特別会計予算について
平成22年度宮代町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。
平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町国民健康保険特別会計予算の総額を35億5,514万円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第25号

平成22年度宮代町老人保健特別会計予算について
平成22年度宮代町老人保健特別会計予算を別冊のとおり提出する。
平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町老人保健特別会計予算の総額を24万9,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第26号

平成22年度宮代町公共下水道事業特別会計予算について
平成22年度宮代町公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。
平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町公共下水道事業特別会計予算の総額を12億272万2,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第27号

平成22年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算について
平成22年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。
平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算の総額を4,535万3,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第28号

平成22年度宮代町介護保険特別会計予算について
平成22年度宮代町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。
平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町介護保険特別会計予算の総額を16億9,456万7,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第29号

平成22年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について
平成22年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。
平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算の総額を2億8,841万4,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第30号

平成22年度宮代町水道事業会計予算について

平成22年度宮代町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成22年2月25日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を6億3,287万9,000円とし、収益的支出の予定額を6億9,951万7,000円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を7,981万円とし、資本的支出の予定額を3億8,526万8,000円とすることについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出するものである。